

Press Release

ロングリーチグループ 富士通コンポーネント株式会社に対する公開買付け成立

【東京 / 香港 2018年9月7日】 独立系投資会社ロングリーチグループ(以下、「ロングリーチ」)が運用する投資ファンド傘下にある投資主体が保有する特別目的会社であるFCホールディングス合同会社(以下、「公開買付者」)は、富士通コンポーネント株式会社(東証2部: 6719、以下、「富士通コンポーネント」)の株主を公開買付者及び富士通株式会社(以下、「富士通」)のみにするための一連の手続きにおいて、富士通コンポーネントの普通株式に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」)を2018年7月27日より実施しておりましたが、本公開買付けが昨日成立いたしましたので、お知らせいたします。

応募株券等の総数は、買付予定数の下限(1,713,900株)以上の2,755,005株となりました。この結果として、公開買付者における富士通コンポーネントの総株主の議決権総数に対する所有比率は18.83%となります。

本公開買付けは2018年7月27日より2018年9月6日まで実施されました。公開買付けに応募された株券等の決済は2018年9月20日から開始されます。なお、富士通コンポーネントの株主を公開買付者及び富士通のみにするための手続きの一環として、本公開買付け成立後に富士通コンポーネントが株式併合の手続きを実行することが予定されており、その場合には、富士通コンポーネントの普通株式は東証2部の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。

###

ロングリーチグループについて (URL: <http://www.longreachgroup.com/>)

ロングリーチグループは、日本における戦略的プライベート・エクイティ投資を目的とした事業支援投資会社です。対象分野としては、日本における産業テクノロジー、コンシューマー関連、ビジネスサービス、金融サービスの各分野が中心となります。また、共同投資分を含め合計で約19億ドル規模の3ファンド(第1号・第2号・第3号)を運営しており、過去これらのファンドを通じて、様々な投資案件を手掛けてきた実績を有しております。

ロングリーチグループは、投資主体となるファンド並びに香港拠点のロングリーチグループ・リミテッドおよび東京拠点の株式会社ロングリーチグループにより構成されるグループです。東京拠点の株式会社ロングリーチグループは、日本およびアジア市場に関するデータや情報を収集し、投資ファンドが投資案件の発掘調査を行うためのコンサルティング業務を提供しています。

ロングリーチグループは、投資先企業の皆様との信頼関係を基に多様なソリューションを提供することを通じて、企業価値の創出に積極的に取り組んでまいります。

平成 30 年 9 月 7 日

各 位

会 社 名 FC ホールディングス合同会社
代表者名 職務執行者 マーク・ゾルタン・チバ
問合せ先 倉山 竜二
(TEL. 03-3556-6740)

富士通コンポーネント株式会社株式（証券コード 6719）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

FC ホールディングス合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 30 年 7 月 26 日に、富士通コンポーネント株式会社（コード番号 6719、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 30 年 7 月 27 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 30 年 9 月 6 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

FC ホールディングス合同会社
東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル 10 階

(2) 対象者の名称

富士通コンポーネント株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,427,720 株	1,713,900 株	一株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（1,713,900 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,713,900 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数（3,427,720 株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 30 年 7 月 26 日に公表した平成 31 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者第 1 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 30 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（14,629,626 株）から、平成 30 年 6 月 30 日現在の対象者が所

有する自己株式数（40 株）及び富士通株式会社（以下「富士通」といいます。）が所有し本公開買付けに応募しないことに合意している対象者普通株式（以下「本不応募株式」といいます。）の数（11,201,866 株）を控除した株式数（3,427,720 株）です。

（注3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注4）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 30 年 7 月 27 日（金曜日）から平成 30 年 9 月 6 日（木曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 935 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,713,900 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（2,755,005 株）が買付予定数の下限（1,713,900 株）以上となりましたので、公開買付開始公告（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせにより訂正された事項を含みます。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 30 年 9 月 7 日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	2,755,005 株	2,755,005 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ()	— 株	— 株

株券等預託証券 ()	— 株	— 株
合計	2,755,005 株	2,755,005 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	112,018 個	(買付け等前における株券等所有割合 76.57%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	27,550 個	(買付け等後における株券等所有割合 18.83%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	112,018 個	(買付け等後における株券等所有割合 76.57%)
対象者の総株主の議決権の数	146,286 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、対象者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成30年8月9日に提出した第18期第1四半期報告書(以下「対象者第1四半期報告書」といいます。)に記載された平成30年3月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第1四半期報告書に記載された平成30年6月30日現在の発行済株式総数(14,629,626株)から、対象者第1四半期決算短信に記載された平成30年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数(40株)及び富士通が所有する本不応募株式11,201,866株から単元未満の対象者普通株式の数(66株)を控除した株式数(14,629,520株)に係る議決権の数(146,295個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成30年9月20日(木曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等

(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、公開買付者が、平成30年7月26日付で公表した「富士通コンポーネント株式会社株式(証券コード6719)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

FCホールディングス合同会社
株式会社東京証券取引所

東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル10階
東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上